

大垣警察市民監視国家賠償請求事件

原告；M輪 外3名

被告；岐阜県

訴 状

(一部略)

【 請求の趣旨 】

- 1 被告は原告らに対し、それぞれ金110万円及びこれに対する2013年8月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

【 請求の原因 】

第1章 はじめに——本訴訟の意義

本訴訟は、岐阜県警大垣警察（以下、単に「大垣警察」という。）の職員が、組織的に、長期的かつ日常的に、原告らについての情報を収集・取得し、保存・管理し、利用するなどして監視（以下、これらを総称して、「監視」あるいは「情報収集等」という。）していたところ、株式会社シーテック（以下、「シーテック社」という）が計画中の「ウインドパーク南伊吹風力発電事業」（以下、「本件事業」という。）に関連して、同社との情報交換の場で原告らについての情報提供を行ったことにより、原告らに生じた損害の賠償を求める訴訟である。

本件を問題視した国会議員が、2015年6月4日の参議院内閣委員会において質問をしたところ、これに対する警察庁警備局長の答弁は、「通常行っている警察業務の一環」であるというものであった。つまり警察は、本件のような監視及び情報提供を警察組織全体の方針として行っているのである。

警察は、全国のいたるところで、私たちの知らない間に、私たちの情報を集め、管理し、警察の判断によって利用し、第三者に提供するなどしている。その目的は、

「公共の安全と秩序の維持」を口実にしながら、実際のところは国や大企業が進める各種事業に反対する市民運動をつぶすというのが真の狙いであることは、本件が端的に物語っている。

ところで、2011年3月11日の東日本大震災とこれに続く福島第一原発の放射能漏れ事故以後、日本社会の市民運動が活性化してきていると言われている。そしてさらに、2015年に沸き起こった集団的自衛権行使を可能にする安全保障法制に反対する集会やデモの高揚は、市民運動の一層の活性化を示している。今、日本の市民社会が大きく変わろうとしている。

しかし他方で、これを押しとどめようという動きもまたある。その1つが、公権力による市民運動の抑圧であり、それを可能とするための「監視」である。このような監視は、自衛隊情報保全隊による市民監視事件（仙台地裁及び仙台高裁での各判決）、警視庁によるイスラム教徒の監視事件（ムスリム違法調査事件。東京地裁及び東京高裁での各判決）、大分県警別府署員による労働組合事務所の監視事件など、いたるところで問題になっている。これらの事件の特徴は、監視が、具体的な事件や危険性が存在しない段階において、すなわち市民運動という表現活動の事前抑制のさらにその「前域」について行われているということである。

このような「前域」においては、市民同士の自由な意見交換が強く保障されなければならない。それが、民主主義社会が成立するための基盤である。民主政治とは、単に市民が選挙によって議員を選べばよいというものではない。市民同士の自由な意見交換がなければ、民主的な決定がなされたとはいえない。そして、このような意見交換が行われる場に対して、警察を始めとする公権力による監視が行われた時には、自由な意見交換は影をひそめ、民主主義が機能せず、ひいては民主政の過程が破壊されることになる。これは日本国憲法の想定するところではない。本訴訟は、日本社会全体の問題なのである。

本訴訟は、原告らの個人的な事件ではなく、日本社会における自由と民主主義のあり方そのものが問われる事件であり、このことが訴訟関係者全員に問われていると言って過言ではない。

第2章 当事者及び事実経過

第1 当事者

1 原告について

(1) 原告M輪・・

原告M輪・・(以下「原告M輪」という。)は、1949年、岐阜県養老郡多良村(後に合併により養老郡上石津町となり、さらに大垣市に吸収合併された)で出生した。1970年4月、有限会社K農場(後に有限会社K園へと名称変更)に就職し、以後、養鶏業を営みながら、同地で生活を送ってきた。

原告M輪は、1989年頃、上石津町内に建設予定であったゴルフ場建設に反対するため、「鍛冶屋川を守る会」を立ち上げ、役員に就任した。その後、上石津町会議員(無所属)を1期務め、上鍛冶屋地区の役員、そして自治会長に就任した。

(2) 原告M島・・

原告M島・・(以下「原告M島」という。)は、1952年、福岡県O市で出生し、K大谷短期大学を卒業後、寺の役僧、法務手伝いなどを経て、1984年6月、上石津町上鍛冶屋所在のD寺へ入寺し、D寺住職として、同地で生活を送ってきた。

原告M島は、1989年頃、前述した「鍛冶屋川を守る会」を立ち上げ、事務局長を務めた。また、真宗大谷派大垣別院において平和展を開催したり、福島原発事故による被災者の支援活動などにも取り組んでいる。

(3) 原告K藤・・

原告K藤・・(以下「原告K藤」という。)は、1968年4月、東京大学に入学し、1972年に自主退学した。1977年、夫の故郷である大垣市に移り住み、同市で学習塾を経営した。

原告K藤は、1995年12月、「徳山ダム建設中止を求める会」を立ち上げ、事務局長を務めた。また、「平和・人権・民主主義を考える西濃憲法集会」にも

関わり、2004年8月には「9条の会・おおがき」を立ち上げ、その世話人の一人となるなど、市民運動に積極的に取り組んでいる。

(4) 原告F田・・

原告F田・・(以下「原告F田」という。)は、1975年4月、N大学に入学し、卒業後、結婚し、多様な職を経験した後、1989年、夫の故郷である大垣市へ転居した。

1990年7月、西濃法律事務所(当時)に事務員として入所し、2000年1月から2014年3月までの間、事務局長を務めた。

原告F田は、事務局長として、上記「西濃憲法集会」の開催に力を尽くすとともに、福島原発事故後は、脱原発運動にも積極的に取り組んできた。

(5) 市民運動とは

市民運動あるいは市民活動という言葉は、様々な意味に用いられることがあるが、ここでは、「ひとりひとりの市民が民主主義を基礎に、権利意識を自覚し、階層の違いを超えた連帯を求め、特定の共通の目的を達成しようという取り組み」といった意味で用いる。非国家的、脱経済的な性格を持つ。

2 被告

原告らについての情報収集等を行ったのは岐阜県警大垣警察の警備課の職員であるところ、被告は、岐阜県警の責任主体である(警察法36条1項、地方自治法2条6項)。したがって、国家賠償法1条1項により、上記職員の不法行為について、被告が責任を負う。

原告らに対する不法行為は、後に詳述するように、大垣警察による各原告に関する情報の収集、警察内部における情報の管理及び利用、シーテック社に対する情報提供から成る。

3 その他

(1) 弁護士法人ぎふコラボ

後述するシーテック社の議事録に登場する「岐阜コラボ法律事務所」とは、正確には「弁護士法人ぎふコラボ」(以下「ぎふコラボ」という。)を指す。同法人は、主たる事務所として大垣市内の西濃法律事務所、従たる事務所として

岐阜市内の岐阜法律事務所を有する（情報交換当時）。

ぎふコラボは、1983年に前身となる法律事務所が設立されて以来、地域の民主的法律センターとして、住民の基本的な人権を守り、平和で民主的な社会を目指して、地域の様々な問題に取り組んできた。

（2）シーテック社

シーテック社は、株式会社中部電力の子会社であり、名古屋市瑞穂区洲雲町内に本店を有する。

第2 事実経過

1 本件事業の概要

（1）概要

シーテック社が計画する本件事業は、正式名称を「ウインドパーク南伊吹風力発電事業」という。当時の事業の規模は、出力4万8000キロワット（当初3万2000キロワット）、1基あたり出力3000キロワット（当初2000キロワット）、ブレード直径約100メートルの風力発電施設を16基建設する計画であった。建設予定地は、岐阜県大垣市上石津町及び不破郡関ヶ原町今須地区である。

（2）進捗状況

一般的に、風力発電は、立地調査、当該立地における風況調査、基本設計、実施設計、設計工事を経て事業開始に至る。その手続の一環として、環境影響評価（環境アセスメント）がある。

本件事業は、後述する情報交換が行われた当時、環境アセスメントの段階であり、方法書の作成が終了し、準備書が作成される段階であった。2012年8月、シーテック社は岐阜県に対し、準備書作成に向けた「ウインドパーク南伊吹風力発電事業環境影響評価現地調査結果中間報告書」を報告した。この報告書は、同月、シーテック社が、事業地の大幅な拡張を行うための「変更届」を出した際、岐阜県に提出されたものである。そして、方法書に対する経済産業大臣の勧告が、2012年11月30日に出されている。

2 本件事業の問題点

(1) 騒音・低周波音等による健康被害

建設が計画された風力発電施設においては、建設予定地と民家との最短距離は関ヶ原町内で1.5キロメートル、上石津町内で2キロメートルと近接していた。このため、騒音や低周波音による健康被害などが懸念された。

(2) 土砂崩れやがけ崩れによる災害

風力発電施設は、大垣市上石津町及び不破郡関ヶ原町に所在する丘陵の尾根伝いに設置される予定であった。施設周辺の尾根を平地とするために周辺の樹木を伐採するため、山の土砂崩れやがけ崩れが懸念された。また、工事用の重機や車両が山を往来することから生ずる土砂崩れやがけ崩れも懸念された。

(3) 景観の悪化

丘陵の尾根伝いに風力発電施設が16基も建設されたら、自然豊かな景観が台無しとなる。

(4) 生態系の破壊

風力発電施設のブレードに鳥類が衝突して死亡するケースが多々報告されている。本件事業の計画区域内外で、イヌワシやクマタカのような鳥類レッドリストに該当する動物種の生息が確認されており、これらの希少猛禽類がブレードに衝突して死亡する可能性がある。さらに、建設工事による樹木の伐採や重機・車両の往来が生態系に悪影響を及ぼすことが懸念された。

(5) 獣害の増大

従前より、上鍛冶屋地区では山に棲む動物が人里で作物を荒らすなどの獣害が発生していた。本件事業に伴う工事により山林が切り開かれると、住処を失った動物がますます人里に追われ、獣害が増大することが懸念された。

3 原告M輪及び同M島を中心とした取組み

2012年4月5日、原告M輪は、上石津町多良連合自治会の配布資料で、本件事業を初めて知った。その計画では、原告M輪・M島が居住する上鍛冶屋地区から約2.3キロメートルと近接する位置に風力発電施設の建設があるとされていた。

同年11月3日、シーテック社は、上鍛冶屋地区で本件事業の説明会を開催した。住民からは、低周波音による健康被害や土砂災害、獣害に関する質問が出たが、シーテック社は具体的な回答を避けた。

原告M輪・M島は、上鍛冶屋地区と風力発電施設の距離が近いこと、同地区の住民が騒音・低周波音による悪影響や土砂災害の被害を受ける可能性は十分にあると考えた。また、同地区の生活環境や生態系への悪影響が生じることを懸念した。そこで、まず風力発電事業自体を学習し、上記悪影響が生じる可能性を確認し、本件事業への態度を決めることとした。

2013年2月3日、原告M輪・M島も所属する上鍛冶屋自治会の総会は、シーテック社が行う測量のための立入調査への賛否を保留する決議をした。

その後、原告M輪・M島は、風力発電事業についての勉強会を企画した。勉強会は、同年6月30日、同年7月28日、2014年1月26日、同年6月20日の4度開催された。また原告M輪・M島は、シーテック社の風力発電事業についての理解を深めるため、2013年12月8日、三重県津市美里町で開催されたシーテック社主催の「ウインドパーク美里」の現地説明会に出席した。

4 朝日新聞の報道

原告M輪・M島が4回目の勉強会を開催した翌月である2014年7月24日、朝日新聞（名古屋版）は朝刊1面トップで、「岐阜県警が個人情報漏洩」との見出しのもと、「岐阜県大垣市での風力発電施設建設をめぐる、同県警大垣署が事業者の中部電力子会社『シーテック』（名古屋市）に、反対住民の過去の活動や関係のない市民運動家、法律事務所の実名を挙げ、連携を警戒するよう助言したうえ、学歴または病歴、年齢など計6人の個人情報を漏らしていた。」などと報じた。この新聞報道により、大垣警察とシーテック社との情報交換が明るみに出た（甲2の1～2）。

5 シーテック社の議事録

（1）議事録の存在

大垣警察とシーテック社の情報交換は、少なくとも、2013年8月7日、2014年3月4日、同年5月26日、同年6月30日の4回行われている。

シーテック社は、情報交換の議事録を作成し、内部的な決裁も行っていった。

原告らは、本訴訟に先立って証拠保全の申立てを行い、シーテック社より上記4回分の議事録及び添付資料の写しを入手した（甲1）。

議事録の内容の詳細は、別紙「第1回議事録」、「第2回議事録」、「第3回議事録」、「第4回議事録」のとおりである。

以下、議事録を引用する場合には、情報交換が行われた年月日は省略し、「第〇回議事録」とのみ表記する。なお、引用は原文のまま行う。

（2）「第1回議事録」（甲1の8～9枚目）の要旨

同議事録の記載に「中電大垣営業所経由で中電岐阜支店広報稲川課長より、大垣警察署警備課が『南伊吹風力の事業概要情報を必要としている』旨の連絡が当Gに入ったので訪問した。」とあるとおり、大垣警察警備課が中部電力を介してシーテック社を呼び出したことが情報交換の行われたきっかけである。

第1回の情報交換は、2013年8月7日午後1時30分から2時30分まで、大垣警察署別館3階において、「大垣市上石津町町風力発電反対派による勉強会の実施について」という会議名のもと、大垣警察から坂上警部、M田巡查長、シーテック社から加藤G長、T田氏が出席して行われた。

この情報交換においては、原告M輪、原告M島、原告K藤、弁護士法人ぎふコラボについての情報のやり取りがなされている。

（3）「第2回議事録」（甲1の10～11枚目）の要旨

第2回の情報交換は、2014年3月4日午後3時から3時45分まで、大垣警察署別館3階において、「南伊吹風力発電事業の用地交渉進捗について」という会議名のもと、大垣警察から坂上警部、M田巡查長、シーテック社から加藤G長、T田氏の出席で行われた。

この情報交換は、2014年2月2日に上鍛冶屋自治会が、シーテック社による測量に伴う自治会の管理地への立ち入りに反対する総会決議をしたことを受けて、本件事業用地交渉の進み具合の報告と、上鍛冶屋地区からの反対運動を発生させないための相談をするために行われた。

この情報交換においては、原告M輪、原告M島についての情報がやり取りさ

れている。

(4)「第3回議事録」(甲1の18～19枚目)の要旨

第3回の情報交換は、2014年5月26日午後4時から5時まで、大垣警察署別館3階において、「南伊吹風力発電事業の用地交渉進捗について」という会議名のもと、大垣警察から横山警部(警備課長)、M田巡查長、シーテック社からT田氏の出席で行われた。

この情報交換は、2014年5月に上鍛冶屋自治会から大垣市長宛てに風力発電中止の嘆願書が出されたことから、それへの対処のために持たれた。

この情報交換においては、原告M輪、原告F田についての情報がやり取りされている。

(5)「第4回議事録」(甲1の24～25枚目)の要旨

第4回の情報交換は、2014年6月30日午後1時30分から2時30分まで、大垣警察署別館3階において、「上鍛冶屋とK藤・・・の新たな動きについて」という会議名のもと、大垣警察からM田巡查長、シーテック社からT田氏の出席で行われた。

この情報交換は、同年6月24日にM田巡查長からシーテック社に対し、「K藤・・・が風車事業に対して動き出す気配がある」旨の電話があったことから、一之瀬地区での「風力発電の勉強会」の状況や「K藤・・・」の動向を確認するために持たれた。

第3章 公権力の行使

第1 情報提供

上記議事録のとおり、大垣警察警備課に所属していた坂上警部、M田巡查長、横山警部は、大垣警察署内において、シーテック社従業員に対し、原告らについての情報提供を行った。これは、警察官の職務行為として行われたものであり、「公権力の行使」（国家賠償法1条1項）に該当する。

シーテック社に対して提供された情報の詳細については、後述する。

第2 情報収集、情報管理

上記議事録によれば、情報交換以前において、大垣警察警備課の職員が、原告らについての情報を収集し、これを管理していたことは明らかである。これもまた、警察官の職務行為として行われたものであり、「公権力の行使」に該当する。

収集及び管理された情報の詳細については、後述する。

次章以下において、上記公権力行使が違法であること、これによって原告らの憲法上の権利が侵害されたこと、その結果、多大な精神的苦痛を受けたことについて述べる。

第4章 公権力の行使の違法性

本章では、大垣警察が、公権力の行使として行った、原告らの情報を収集、保管し、シーテック社に提供した各行為が、市民運動に対する意図的な抑圧であり、警察に対して求められる不偏不党・公平中正の要請に反しするものであって、しかも法的な根拠のない活動として違法であることを述べる。

第1 市民運動に対する意図的な抑圧

1 抑圧する目的での情報収集等である

大垣警察が情報収集等を行った目的は、本件事業に反対する市民運動が発生し、大規模に発展しないようにするため、事前にこれを妨害・抑圧することにあつた。毎回の議事録には、市民運動を抑圧せんとする警察の意図が赤裸々に記録されている。その代表例が、「大垣警察署としても回避したい」、「平穏な大垣市を維持したい」との発言である。

2 表現の自由に対する不当な干渉

警察法2条2項は、「警察の活動は、(中略)日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」と定めている。

原告M輪・M島が本件事業に反対する市民運動を行うこと、そして本件事業の是非を検討するための勉強会を行うことは、政治的表現の自由の行使として憲法21条1項によって保障されるべき憲法上の人権である(ここでいう政治的表現とは、特定の政党・政派などを支持等することにとどまらず、自らの思想・信条を発信し、要求の実現を求めることも含んだ意味で用いている。以下同じ)。しかるに、大垣警察が行った原告らについての情報収集等は、原告M輪・M島の勉強会から反対運動が発生し、発展することを危惧し、これを抑圧する目的でなされた活動である。

したがって、本件の情報収集等は、表現の自由に対する侵害、少なくとも警察

法2条2項が禁止する「干渉」に該当し違法である。

3 民主政を破壊する行為である

(1) 警察は民主政のプロセスに干渉してはならない

憲法は、「一切の表現の自由」を保障（21条1項）し、国政において民主主義を採用することを宣明している。そして、民主主義を維持・発展させていくためには、国民が政治的な意見を自由に表明・発信し、これが他者に伝達されて、その当否についての自律的な判断を経て賛同を獲得し、ついには多数派を形成していくという「民主政のプロセス」が保障される必要がある。

また、検閲の禁止を規定する憲法21条2項の法意には、民主政のプロセスのうち、特に表現の発信という過程を重視し、これに対する公権力の干渉を排除する趣旨が含まれているものと言える。

北方ジャーナル事件に関する最高裁大法廷判決（昭和61年6月11日）は、「主権が国民に属する民主制国家は、その構成員である国民がおよそ一切の主義主張等を表明するとともにこれらの情報を相互に受領することができ、その中から自由な意思をもつて自己が正当と信ずるものを採用することにより多数意見が形成され、かかる過程を通じて国政が決定されることをその存立の基礎としているのであるから、表現の自由、とりわけ、公共的事項に関する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならないものであり、憲法二一条一項の規定は、その核心においてかかる趣旨を含むものと解される。」と判示して、民主政のプロセスを保障すべき所以を端的に示している。

したがって、公権力は、国民による政治的な意見を表明、伝達する活動に干渉してはならないし、そうした意見の当否に関する国民の自律的な判断に干渉してはならない。このような民主政のプロセスに不当に干渉するがごとき行為は、憲法21条の法意に照らし違法というべきである。

そして特に警察については、警察法2条2項によって「日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」と規定されている。民主政のプロセスに不当に干渉するような警察の活動は、同条項にも反し違法とも言うべきである。

(2) 情報収集等は民主政のプロセスへの干渉である

大垣警察は、原告M輪・M島の本件事業に反対するための市民運動を抑圧する目的で、情報収集等の活動を行った。これが原告M輪・M島の政治的な意見を表明する活動に対する不当な干渉であることは明らかである。「大々的な市民運動へと展開」することを「回避したい」とまで述べた警察の発言（第1回議事録）には、市民運動に対する「敵意」すら表れている。シーテック社も大垣警察の意図を正確に理解し、「地区からの反対運動を発生させないための相談」のために情報交換を行っていた（第2回議事録）。

本件の情報収集等は、警察による民主政のプロセスへの不当な干渉であり、民主政自体を破壊する暴挙というべきであるから、憲法21条の法意及び警察法2条2項の法意に照らし違法である。

第2 「不偏不党且つ公平中正」に反する活動である

警察法2条2項は、「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、(中略)その権限を濫用することがあつてはならない。」ことを警察の責務として定めている。この「不偏不党・公平中正」の要請は、警察の活動全般を規律する「警察公共の原則」の内容でもある。かかる要請に反する警察の活動は、同項に反し違法と言うべきである。

1 恣意的な監視活動である

大垣警察による情報収集の活動の実態は、原告らが将来治安を害する行為に及ぶ不穏分子であるという不当な想定に基づいて、原告らの思想信条に着目して行われた、長期間にわたる不当な監視活動と言うべきものである。

(1) 原告らに対する監視の実態

議事録からは、大垣警察が、原告らの思想信条に着目して、彼らに関する情報を長年にわたり継続的かつ日常的に収集し続け、保管しつづけてきたという「監視」の実態が認められる。

ア 原告M輪・M島に対する監視

大垣警察は、第1回の情報交換（第1回議事録）が行われた2013年8月7日の時点で、原告M輪・M島について、「自然に手を入れる行為自体に反対する人物である」こと、「同じ岐阜県内で活発に自然破壊行為や希少動物反対運動にも参画して」いること、及び「岐阜コラボ法律事務所とも繋がりを持っている」との事実ないし評価を述べている。

上記の発言は、原告M輪・M島が20年以上も以前の時期にゴルフ場（メナードゴルフ場）建設反対運動をはじめ、自然保護を目的とする市民運動に参加してきたという情報を、大垣警察がその当時から収集し、管理してきたことを示している。そして、大垣警察が、原告M輪・M島について、彼らに関わった市民運動から推知される両原告の思想信条に着目して、情報を収集・保管する監視の対象としてきたことも示している。

また大垣警察は、原告M島が「平成26年度『岐阜コラボ法律事務所友の会』の役員になった」ことや、原告M輪・M島が「交替で友の会役員を行っているようである」ことや、原告M島について「奥さんは、上石津町の広報的な役目を担って」いること（第2回議事録）、そして原告M輪が原告F田と「強くつながって」いること（第3回議事録）などについて情報収集を行っている。この点からも、原告M輪・M島の日常生活を長期間に渡り監視してきたことが強く窺われるのである。

イ 原告K藤に対する監視

警察は、第1回の情報交換（第1回議事録）より以前の時点で、原告K藤の住所、年齢、学歴に関する詳細な個人情報収集していた。また「自然破壊につながることは敏感に反対する」とか、「頭もいいし、喋りも上手である」といった原告K藤の人物像的な評価を述べてもいる。さらに第4回の情報交換での発言からは（第4回議事録）、原告K藤について「徳山ダム建設中止訴訟を起こした張本人である。また、その時に伊賀の歯医者『武田恵世』と知り合い、原発反対運動でも（後略）」といった情報も収集していたことが認められる。

大垣警察は、原告K藤が20年以上も以前の時期に徳山ダム建設反対運動に参加していたという情報を、その当時から収集し、管理してきたことを示して

いる。大垣警察が、原告K藤が徳山ダム建設反対運動に関わることで武田氏と知り合ったとの情報（その真偽はさておき）を収集していることは、警察が、長年に渡り綿密な監視を行うことで原告K藤の情報を蓄積、保管してきたことを強く窺わせるものである。

また大垣警察が、ぎふコラボが主催する「西濃憲法集会」に原告K藤が参加していたとの情報も収集していたことは（第4回議事録）、日常的な監視が継続していたことを窺わせるものである。

大垣警察が原告K藤を監視の対象としてきたのは、その市民運動の経歴から推知される同原告の思想信条の内容に着目したからである。

ウ 原告F田に対する監視

大垣警察は、原告F田について、「岐阜コラボ法律事務所の事務局長」、「気を病んで入院中」であるとか、原告M輪と「強くつながって」いる（第3回議事録）といった情報を収集している。いずれも職業、病歴、人間関係という私的側面の強い情報であり、警察が原告F田に対し長期間に、日常かつ継続的な監視を行ってきたことが強く窺われる。

また大垣警察は、原告F田が、「原子力反対と戦争反対を唱え」る「西濃憲法集会」を主宰するぎふコラボ（第4回議事録）の「事務局長」である（第3回議事録）との情報を収集している。大垣警察は、そうした原告F田の地位から推知される同原告の思想信条の内容に着目して、監視の対象としてきたと言うべきである。

(2) 思想信条に着目した監視

上記のような議事録の記載からは、警察は、原告らの市民運動の経歴に着目して、監視を行ってきたことが認められる。警察は、原告らの思想信条に着目し、原告らが政府や大企業の施策に反対し、これに抵抗して市民運動を展開する人物であると評価してきたからこそ、長年月にわたる監視の対象としてきたのである。

(3) 不穏分子であるとの不当な決めつけ

大垣警察は、原告M輪・M島により本件事業に反対する市民運動が発生し、

大展開する可能性があり、それによって重大な治安の乱れが起きると想定していた。「平穏な大垣市を維持したい」（第1回議事録）、「今後、過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる。身に危険を感じた場合には、すぐに110番して下さい」（第3回議事録）、「反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念している」（第4回議事録）といった発言には、上記のような警察の想定が率直に表現されている。

しかし、徳山ダム建設、ゴルフ場建設、原子力発電所、及び戦争反対のいずれにおいても、原告ら参加した市民運動は、平穏かつ合法的な態様で行われていた。原告らあるいは市民運動の活動により治安が乱れるような事態に至ったことなどない。

原告M輪・M島が、仮に本件事業の反対運動を行ったとしても、平穏かつ合法的な態様での市民運動が展開することが予測されるに過ぎない。原告K藤・F田に至っては、本件事業の存在すら知らなかったのであるから、原告K藤・F田が反対運動に関与して治安を乱すという想定は全くの憶測にすぎない。

警察は、原告らがまるで地域の治安を乱し、人身への加害に及ぶ不穏分子であるかのごとき想定のもとで、情報収集等を行っているが、全く不当な決めつけである。

(4) 「不偏不党・公平中正」に反する

警察は、原告らの過去の市民運動の経歴から推測される思想信条に着目して継続的な監視の対象とし、風力発電事業の反対運動を通じて地域の治安を乱すような行いに及ぶ不穏分子であると決めつけて、情報収集等の活動を行った。このような活動は、不偏不党・公平中正の要請に反するというべきであり、違法である。

2 不当な情報提供である

(1) 私企業の利益を図る情報提供

本件において、大垣警察職員は、中部電力岐阜支店を通じてシーテック社の担当者を大垣警察署にわざわざ呼び出し、同担当者らに対し、原告M輪・M島が勉強会を行った事実、同原告らの過去の政治的活動（「風力発電に拘わらず、

自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることをご存知か。)」に関する情報を積極的に提供した。続けて警察は、本件事業の進捗状況を質問した（「環境アセスは、どこまで進んだのか。）。シーテック社の担当者がこれに回答するや、警察は「『K藤・・』という人物がいるが、ご存知か。」と申し向けて、同人の政治的活動の経歴や個人に関する情報とともに「このような人物と繋がると、やっかいなことになると思われる。」との評価を告げ、担当者の危機感を煽った。最終的に、警察は、原告K藤（「このような人物」と「岐阜コラボ法律事務所との連携により、大々的な市民運動へと展開すると御社の事業も進まないことになりかねない。」ことを危惧していることを述べたうえで、「大垣警察署としても回避したい行為であり、今後情報をやり取りすることにより、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします。」と発言した。この発言は、大垣警察が、シーテック社に対し本件事業を推進する便宜を図る意思を有していることを明示するものである。（以上について、第1回議事録）

このように、大垣警察が、原告らの情報を提供した主要な目的の1つは、私企業であるシーテック社の事業活動を援助しその利益を実現することに協力することがあったと認められる。また警察による原告らの情報を収集、保管した目的の1つには、シーテック社の利益を図るために情報提供をすることにあつたといえる。

警察が私企業の利益を図り、そのために原告ら市民の権利利益を侵害するという偏った活動をすることは、「不偏不党・公平中正」の要請に明らかに反する。

この意味でも、本件の情報収集等の活動は、警察法2条2項に反し違法である。

(2) 私的紛争への介入である

警察がみだりに民事紛争に介入してはならないことは、警察公共の原則の重要な内容であり、特に民事不介入の原則とも呼ばれている。

前述のとおり、原告M輪・M島は、本件事業が生活環境や健康に及ぼす悪影響を危惧していた。そうすると、同原告らとシーテック社との間には潜在的にせよ民事的な紛争（例えば、風力発電施設建設の差止請求、損害賠償請求）が

発生しうる利害対立の関係があったといえる。

上記のような利害対立があることについて、大垣警察は当然に認識しえたはずであった。それにも関わらず、大垣警察は、シーテック社に対し、一方的に情報を提供した。また大垣警察は、シーテック社に提供するための情報を収集・保管する援助を行い、対立当事者である原告らの権利利益を一方的に侵害する活動をした。

上記の意味においても、大垣警察が原告らの情報をシーテック社に提供した行為は、警察公共の原則に反し（この場面では特に民事不介入原則と抵触する。）、不偏不党・公平中正の要請に反する違法があると言うべきである。

3 二次被害を省みない情報提供である

前述したように、シーテック社に提供された情報には、原告らの私生活上の情報や、思想信条に関わる情報が多く含まれている。大垣警察は極めて秘匿性の高いプライバシー情報を、次々とシーテック社従業員に提供したのである。

ところが、大垣警察がシーテック社従業員に対し、何かしらの口止めをした形跡は窺われない。また、この従業員らは原告らとの関係で何ら守秘義務を負わない人物である。したがって、大垣警察が提供した原告らの情報が、従業員らを通じてさらに第三者に提供、漏洩され、広く伝播する可能性は否定できないというべきである。

現に、シーテック社の従業員らは、意見交換の内容を上司らに報告するために議事録を作成している。少なくとも、上司ら（やはり原告らに対し守秘義務を負わない）には原告らの情報が伝播したことは、確実である。

警察が、原告らのプライバシー情報をシーテック社従業員に提供したのは、原告らにプライバシー侵害の二次被害を生じさせるものであり、その意味でも「不偏不党・中正公平」（警察法2条1項）の要請に反する活動として違法である。

また、上記の情報提供は、警察職員が職務上知り得た秘密について守秘義務を負う（地方公務員34条1項）という見地からも、違法性を帯びるといえるべきである。

第3 法的な根拠のない活動である

警察が市民を調査の対象とし、その個人に関する情報や政治的な活動に関する情報を収集、管理し、第三者に提供する活動を行うこと（情報収集等）は、調査対象とされた市民の権利利益を侵害・制約する。そのような警察の活動が濫用的に行われないようにするためには、情報収集等の可否・その期間・目的・時間帯・動員する職員の数、情報収集等を必要とする事情の有無・程度、期待される効果、そして調査対象本人の意思確認の是非などが検討されるべきであるから、右諸点を規定する法律・政令・条例等の法令が必要である。

しかるに、本件の情報収集等は、右のような具体的な法律上の根拠なくして行われており法律による行政の原則（法律原則）に反し違法である。

第4 「公共の安全と秩序の維持」に該当しない

警察法2条1項は、「公共の安全と秩序の維持」が警察の責務であると規定する。警察による情報収集等の根拠として同規定が挙げられることがあるが、同項は何ら警察に具体的な権限を授与する規定ではないにも関わらず、このような解釈をすることは、前述した法律による行政の原則に反し不当である。しかし、被告側からそのような主張があることが予測されるため、予め原告らの見解を述べておく。

警察の情報収集等の活動は、どんなものであれ「公共の安全と秩序の維持」に該当すると安易に判断するべきではない。市民の権利利益が侵害されうる以上、その判断が警察の全くの裁量に任せられるとなれば、法律による行政の原則の趣旨は没却されるからである。市民的及び政治的権利に関する国際規約17条1項は、「何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され（中略）ない」として、警察の市民に対する「恣意的」な干渉を禁じているところである。さらに警察法2条2項も、警察の諸活動が「日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」と定めているところである。

しかるに本件では、第1回の情報交換が行われた時点において、原告M輪・M島は、風力発電事業に懸念を持ち、その問題意識を地域住民と共有するための勉強会

を開催すること程度の活動しかしていなかった。同原告らが将来、反対運動を行うことについては、その可能性はあったにせよ、具体的な予定などはなかった。ましてや地域の治安を混乱させるような行為に及ぶつもりなど全くなかったのである。当時の原告K藤及び同F田においては、本件事業に関する原告M輪・M島の活動に何ら関与しておらず、そもそも本件事業の計画の存在すら当時は知らなかった。他方、シーテック社においても、実際に風力発電施設の建設工事に着手するののかも、明らかではなかった。現に、後にシーテック社は本件事業を中止したようである。

以上のような状況からすると、原告らが、将来、地域の治安を害するような活動を行うことが具体的に予期されるような事情は全く見受けられない。そうすると、「公共の安全と秩序の維持」のために情報収集等の活動を行うべき必要性があるとは到底評価できないのである。

そもそも、警察が情報収集等をしたのは、反対運動の発生、展開を事前に抑圧しようという不当な目的に基づくものであるから、その意味でも情報収集等が「公共の安全と秩序の維持」のための活動であるとは評価できないというべきである。

したがって、仮に警察法2条1項が、警察による市民に対する情報収集の活動の根拠となりうるという（不当な）前提に立つとしても、本件の情報収集等は、「公共の安全と秩序の維持」に該当しないというべきである。

第5章 権利侵害（総論）

大垣警察による違法な情報収集等の活動は、原告らの私生活秘匿権（伝統的なプライバシー）、政治的信条に関するプライバシー、個人の情報をみだりに収集等されない自由、表現行為人格権というべき権利、及び表現の自由を侵害するものである。

本章では、各権利の性質及び要保護性を総論的に述べる。また各原告の具体的な権利侵害については次章で述べる。

第1 プライバシー侵害

1 私生活秘匿権としてのプライバシーの侵害

個人がその私生活上の情報を無断で収集、保管、開示されない自由、すなわち私生活秘匿権は、情報化社会における個人の人格的自律のための前提条件である。また個人の人格の自由な発展のためにも必要不可欠である。

そこで、憲法13条の保障する幸福追求権は、私生活秘匿権を保障すると解されている。この私生活秘匿権は、プライバシーの1つとして、判例（例えば、宴のあと事件の東京地裁判決では「個人の尊厳を保ち幸福の追求を保障するうえにおいて必要不可欠なもの」と判示された。）・学説上、異論なく承認された憲法上の人権である。

本件において大垣警察が原告らの秘匿性の高い私生活上の情報を収集、保管、そして提供した行為は、原告らの私生活秘匿権としてのプライバシーを侵害するものである。

2 政治的信条に関するプライバシーの侵害

個人に関する情報のうちでも、その個人の政治的信条に関する情報は、特に保護に値するというべきである。政治的信条に関する情報ないしこれを推知し得る情報を、無断で収集・保管、提供されるならば、個人の尊厳と人格的自律は脅かされるからである。また思想及び良心の自由を保障する憲法19条の法意に照らしても、個人が自律的に政治的信条を形成するうえで、公権力の不当な干渉を排

除する必要は高い。

したがって、個人の政治的信条ないしこれを推知し得る情報を無断で収集、保管、開示されない自由は、憲法13条のプライバシーの一環として保障されるべきである。

この点に関し、名古屋高裁平成23年3月27日判決（平成22年（ネ）第496号・判例集未掲載）は、「支持政党を含む自らの政治的立場や信条は、不特定多数の人に対してみだりに開示又は公表されることを欲しないのが通常であり、当該個人のプライバシーに係る事柄として法的保護に値する」と判示して、政治的信条に関するプライバシーが保護されるべきことを明らかにしている。

本件において大垣警察が、原告らの政治的信条に関する情報を無断で収集・保管、そして提供した行為は、原告らの政治的信条に関するプライバシーを侵害するものである。

第2 個人に関する情報を承諾なくみだりに収集・管理・提供されない自由の侵害

1 みだりに収集等されない自由が保護されるべきこと

個人に関する情報（個人情報）が行政機関によって集中的に管理されているという現代社会においては、個人が自己に関する情報を自らコントロールすることについて法的な保護に値する利益を有するというべきである。

仮に、当該情報がことさらに秘匿されておらず、一定範囲の他者に開示しているような秘匿性、私事性が弱い情報であったとしても、自己が欲しない他者にはこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、これらの情報がみだりに収集・管理・利用される場合には、憲法13条の核心ともいうべき、個人の人格的自律、そして人格の自由な発展を阻害する。

そこで、個人に関する情報を承諾なくみだりに収集・管理・提供されない自由の侵害は、個人の私生活上の自由の一内容として、憲法13条によって保障されるというべきである。

2 みだりに情報収集等されない自由を認めた判例

個人に関する情報を承諾なくみだりに収集・管理・提供されない自由が憲法1

3条によって保護されることは、判例上も承認されている。その代表的な例を紹介する。

(1) 京都府学連事件最高裁判決

最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁は、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態（中略）を撮影されない自由」を認めた。同判決は、私事としての姿態や容貌がみだりに他者の視線に晒されない自由、あるいは写真という形式で視線に晒され続けられない自由を肯定したものととらえることができる。

また同判決は、「少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法一三条の趣旨に反し、許されないものといわなければならない。」として、警察（公権力）による個人に関する情報（その一つである容ぼう等）の収集が、憲法13条で保障される私生活上の自由を侵害するものであることを判示した。

(2) Nシステム訴訟東京地裁判決

東京地判平成13年2月6日判時1748号144頁は、「憲法13条は、（中略）個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、公権力によってみだりに私生活に関する情報を収集、管理されることのない自由を有する。」と判示した。

(3) 住基ネット訴訟最高裁判決

最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁は、「個人の私生活上の自由の一つとして、「個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由」を認めている。

(4) 早稲田大学江沢民事件最高裁判決

最判平成15年9月12日民集57巻8号973頁は、学生らの氏名、学籍番号、住所及び電話番号並びに学生らが講演会の参加申込者であることという秘匿性、私事性が弱いと考えられる情報についても、その第三者への提供は違法である旨を判示した。警備目的で大学が警察に講演会参加者名簿を提出したことが争われたこの事件で、氏名・住所等の単純な個人情報についても、「本

人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報、原告らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となる」と述べたことは注目されるべきである。

3 原告らの権利侵害

本件において大垣警察が、原告らの個人に関する情報を無断で収集・管理そして提供した行為は、原告らの個人に関する情報を承諾なくみだりに収集、管理、提供されない自由を侵害するものである。

第3 表現行為人格権の侵害

1 表現行為に干渉を受けない利益

表現の自由（憲法21条1項）は「国家からの自由」を核心とし、国家による妨害の排除を請求しうる権利である。そして表現の自由は自己実現の価値及び自己統治の価値を有し、民主政の過程を支える権利である。ひとたび表現の自由が侵害され民主政の過程が歪められてしまえば、その歪みを民主政によって回復することは不可能である。憲法21条1項の法意は、民主政の過程を維持発展させるために特に重要な権利としての表現の自由について、公権力による不当な干渉を排除すべきとの趣旨を含むものと言うべきである。

そして、表現の自由の行使について公権力の干渉から自由であることは、当該個人の重要な人格的利益として、憲法13条の保障も及ぶというべきである。

最高裁が上記北方ジャーナル事件において「主権が国民に属する民主制国家は、その構成員である国民がおよそ一切の主義主張等を表明するとともにこれらの情報を相互に受領することができ、その中から自由な意思をもって自己が正当と信ずるものを採用することにより多数意見が形成され、かかる過程を通じて国政が決定されることをその存立の基礎としているのであるから、表現の自由、とりわけ、公共的事項に関する表現の自由は、特に重要な憲法上の権利として尊重されなければならない。」とした判示にも、民主政における表現の自由の必要不可欠な価値が端的に表現されている。

したがって、公権力による個人に関する情報の収集、管理、提供は、それがその個人が行った表現行為に着目してなされたものである場合、表現の自由に対する不当な干渉にあたるというべきである。そのような干渉は、憲法13条、21条1項によって保障される、表現の自由の行使について公権力の干渉を受けない個人の人格的利益（原告らはこれを「表現行為人格権」と呼称する。）を侵害するというべきである。

つまり、公権力が、その個人が表現行為を行う人物であることに着目して、その個人に関する情報を収集等することは、表現行為人格権（憲法13条、21条1項）の侵害である。

2 原告らの表現行為人格権を侵害した

本件において、大垣警察が原告らを対象として、その個人に関する情報を収集、管理、提供したのは、原告らそれぞれが市民運動等による表現行為を行ってきた人物であることに着目し、これを理由とするものである。

したがって、本件の情報収集等は、原告らの表現行為人格権を侵害する。

第4 表現の自由の侵害

1 表現の自由の侵害に当たること

原告M輪・M島が勉強会を行ったことは、それ自体としても、また本件事業に対する反対運動を展開する前段階としての活動である点においても、表現の自由の行使として憲法21条1条によって保障されるべきものである。

表現の自由が、国家による妨害の排除を請求しうる権利であることは上記のとおりである。したがって、国家は、表現の自由の行使を妨害してはならない。

この点、妨害とは表現行為者に対する直接の制限、圧迫などの強制性を有するものに限られない。表現行為者が知らないまま、表現行為に対し、干渉や制限、圧迫が加えられることもあるからである。いかに間接的であっても、妨害目的をもってなされた以上は、「国家からの自由」としての表現の自由に対する侵害であるといわざるを得ない。

また検閲を禁止する憲法21条2項の法意からも、公権力がいかなる態様であれ

表現の自由の行使に対し妨害目的をもって干渉・介入することは、原則として禁止されるというべきである。

したがって、公権力が個人の表現行為を妨害する目的をもって、その個人に関する情報を収集、管理、提供する行為は、表現の自由に対する侵害であるというべきである。

2 原告M輪、同M島

本件において、大垣警察は、原告M輪・M島が本件事業に反対する市民運動を展開することを抑圧するという妨害目的をもって、本件の情報収集等を行った。これは、原告M輪・M島の表現の自由に対する侵害である。

第6章 権利侵害（各論）

本章では、原告らが被った権利侵害の具体的内容について、各人ごとに具体的かつ詳細に主張する。

なお、原告らの主張の主な根拠は、意見交換における大垣警察及びシーテック社の発言である。これら発言の引用には、以下、別紙「第1回」から「第4回」議事録に付した番号及びアルファベットを用いる。例えば、第1回議事録における「大垣警察署としても回避したい行為であり、今後情報をやり取りすることにより、平穏な大垣市を維持したいので協力をお願いします。」との発言は「I p」ないし「I 2 ④ p」と記載して引用する（別紙「第1回議事録」参照）。

第1 原告M輪の権利侵害

1 私生活秘匿権としてのプライバシーの侵害

大垣警察は、原告M輪が弁護士法人ぎふコラボ友の会に所属していること及びその役員をしている情報を収集した（II k）。個人がどういった団体に属しているかという事実は、私事性・秘匿性の高い情報である。また原告F田との私的な人間関係に関する情報（III o）も、私事性・秘匿性の高いものである。

よって、これらの情報を収集及び提供した大垣警察の行為は、原告M輪の私生活秘匿権としてのプライバシーを侵害するものと言うべきである。

2 政治的信条に関するプライバシーの侵害

大垣警察は、原告M輪について、「以前メナードゴルフ場建設時にも反対派として活動」した（I g）、上鍛冶屋自治会総会において自治会長に選出された（II f、g）、「風力発電勉強会」という名の反対集会を開催した（II h、i）、いちのせグリーンプラザに勉強会のための使用を申し込んだ（IV g）、との情報をシーテック社から収集した。もともと、ゴルフ場建設に反対したとの情報については、大垣警察は既に収集していたものと見られる。

さらに、2013年7月28日の勉強会を主催したこと、「自然に手を入れる行

為自体に反対する人物」である（I f）、「岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画して」いる（I 1）、原告M島と交代でぎふコラボの友の会役員を行っているようである（II j、k）、との情報を大垣警察は収集、管理し、シーテック社に提供した。

上記の各情報は、本件事業に反対し、あるいは自然や希少動物を保護すべきであるという原告M輪の政治的信条を推知させるものであるから、大垣警察の情報収集等は、原告M輪の政治的信条に関するプライバシーを侵害するものというべきである。

3 個人に関する情報を承諾なくみだりに収集等されない自由の侵害

原告M輪にとって、上記1及び2の各情報を承諾なく警察によって収集、保管されず、また本件事業に関する対立当事者であるシーテック社に承諾なく提供されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものである。

よって、原告M輪は、個人に関する情報を承諾なくみだりに収集、管理及び提供されない自由を侵害されたというべきである。

4 表現行為人格権の侵害

大垣警察が、原告M輪に関する情報を収集、保管し、シーテック社に提供したのは、原告M輪が自然保護等の市民運動による表現行為を行ってきた人物であることに着目し、これを利用とするものである。

したがって、大垣警察が上記1及び2の情報を収集、管理し、提供した行為は、原告M輪の表現行為人格権を侵害するものである。

5 表現の自由の侵害

大垣警察は、原告M輪が本件事業に反対する市民運動を行うことを抑圧し、妨害する目的をもって、本件の情報収集等を行った。これは、原告M輪の表現の自由に対する侵害である。大垣警察の妨害目的は、「大々的な市民運動へと展開する」のは「大垣警察としても回避したい行為であり」、「情報をやり取りすることにより平穏な大垣市を維持したい」との発言（I ④）に端的に表れている。

本件情報収集等は、表現活動に対する不当な干渉・介入であり、原告M輪の表

現の自由を侵害したというべきである。

第2 原告M島の権利侵害

1 私生活秘匿権としてのプライバシーの侵害

大垣警察は、原告M島がぎふコラボの友の会に所属し、その役員をしている情報、さらには風力発電事業に関して法律事務所に相談に行った気配があるとの情報を収集、提供している（II j、1）。

個人がいかなる所属団体に属しているかという事実は、私事性・秘匿性の高い情報であり、また、法律事務所に相談へ行った事実も、当然、私事性・秘匿性の高い情報である。

加えて、大垣警察は原告M島の妻の地元における役割、立場に関する情報を収集しているが（II 1）、かかる情報は原告M島にとって私事性・秘匿性の高い情報である。

したがって、当該情報を収集及び提供された原告M島は私生活秘匿権が侵害された。

2 政治的信条に関するプライバシーの侵害

大垣警察は、原告M島について、「以前メナードゴルフ場建設時にも反対派として活動」した（I g）との情報をシーテック社から収集した。もっとも、大垣警察はこの情報を既に収集していたものと見られる。

さらに、2013年7月28日の勉強会を主催したこと、「自然に手を入れる行為自体に反対する人物」である（I f）、「岐阜県内で活発に自然破壊反対や希少動物保護運動にも参画して」いる（I 1）、平成26年度ぎふコラボ友の会の役員になった（II j）、原告M島と交代で友の会役員を行っているようである、との情報を大垣警察は収集、管理し、シーテック社に提供した。

上記の各情報は、本件事業に反対し、あるいは自然や希少動物を保護すべきであるという原告M島の政治的信条を推知させるものであるから、大垣警察の情報収集等は、原告M島の政治的信条に関するプライバシーを侵害するものというべきである。

3 個人に関する情報を承諾なくみだりに収集等されない自由の侵害

原告M島にとって、上記1及び2の各情報を承諾なく警察によって収集、保管されず、また本件事業に関する対立当事者であるシーテック社に承諾なく提供されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものである。

よって、原告M島は、個人に関する情報を承諾なくみだりに収集、管理及び提供されない自由を侵害されたというべきである。

4 表現行為人格権の侵害

大垣警察が、原告M島に関する情報を収集、保管し、シーテック社に提供したのは、原告M島が自然保護等の市民運動による表現行為を行ってきた人物であり、本件事業に関して新たに市民運動を行う可能性がある人物であることに着目したものである。

したがって、大垣警察が上記1及び2の情報を収集、管理し、提供した行為は、原告M島の表現行為人格権を侵害するものである。

5 表現の自由の侵害

大垣警察は、原告M島が本件事業に反対する市民運動を行うことを抑圧し、妨害する目的をもって、本件の情報収集等を行った。これは、原告M島の表現の自由に対する侵害である。

本件情報収集は、表現活動に対する不当な干渉・介入であり、原告M島の表現の自由を侵害したというべきである。

第3 原告K藤の権利侵害

1 私生活秘匿権としてのプライバシーの侵害

警察は、シーテック社に対し、原告K藤の信条、年齢、学歴、特徴を情報提供している（I m、n）。また、原告K藤と「武田恵世」との関係を情報提供している（IV o、p）。提供の前提として、当然、警察は、かかる情報を収集・保管していた。

警察が収集・保管・提供した上記各情報は、個人の属性や個人間の人間関係に

ついでの情報であり、かかる情報を収集・保管・提供した大垣警察の行為は、原告K藤のプライバシーを侵害したものとすべきである。

2 政治的信条に関するプライバシーの侵害

大垣警察は、「自然破壊につながることは敏感に反対する」という原告K藤の思想信条（I m）、原告K藤が関与する西濃法憲法集会の理念（IV n）、徳山ダム建設中止訴訟という原告K藤の信条に基づく行動（IV o）、風車事業に対する行動予測（IV m、q、r）といった情報をシーテック社に提供した。提供の前提として、当然、大垣警察は、かかる情報を収集・保管していた。また、第4回情報交換では、シーテック社から、原告K藤が中部電力株主総会に参加し発言した内容（IV h、j）という情報を収集・保管している。

これらの情報は、原告K藤の政治的信条を推知しうる情報である。大垣警察は、かかる情報の収集・保管・提供により、原告K藤の政治的信条に関するプライバシーを侵害したとすべきである。

3 個人に関する情報を承諾なくみだりに収集等されない自由の侵害

第1回情報交換時点で、原告K藤は、本件事業自体を知らず、上石津町内の風力発電反対派とも関わりを持っていなかった。それにもかかわらず、突如として、警察は、原告K藤の情報を提供している（I m、n）。

その際、警察は、原告K藤が他者と連携し市民運動を展開することによって、本件事業が停滞することを心配し（I n、o）、上記連携による市民運動を警察自体としても「回避したい」と意思表示した後、シーテック社に対し、原告K藤に関する情報交換を持ちかけ（I p）、重ねてシーテック社からの情報交換の申出に応じた（I r）。

第4回情報交換は、警察からシーテック社に対し、原告K藤の風車事業に対する動きに関する情報提供を申し出て、設定されたものである（IV b、c）。その際、警察は、原告K藤を徳山ダム建設中止訴訟の「張本人」として敵視し（IV o）、反原発・自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを「懸念」つまり好ましくないと理解している（IV r）。

これらの事実から、大垣警察は、各情報交換に際し、原告K藤が他者と連携し、

本件事業の反対運動をすることを阻止する目的を有していた。

このような状況においては、原告K藤にとって、上記1及び2の各情報を承諾なく警察によって収集、保管されず、また本件事業に関する対立当事者であるシーテック社に承諾なく提供されたくないと考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものである。

よって、原告K藤は、大垣警察の情報収集等によって、個人に関する情報を承諾なくみだりに収集、管理及び提供されない自由を侵害されたというべきである。

4 表現行為人格権の侵害

本件において、大垣警察が原告K藤に関する上記1及び2に記載した情報を収集、管理、提供したのは、原告K藤がこれまでに自然保護等の市民運動等による表現行為を行った過去があり、本件風力発電事業に関して新たに運動する可能性がある人物であることに着目したからである。

したがって、大垣警察による上記情報収集等は、原告K藤は表現行為人格権を侵害するものである。

第4 原告F田の権利侵害

1 私生活秘匿権としてのプライバシーの侵害

大垣警察は、原告F田の職歴（Ⅲ o・「ぎふコラボ法律事務所の事務局長」）や交友関係（Ⅲ o・原告M輪と「強くつながって」いる。）、病歴（Ⅲ p・「気を病んでおり入院中」である。）に関する情報を収集し、提供している。これらはいずれも、私事性及び秘匿性の高い情報である。

したがって、当該情報を収集、管理及び提供された原告F田は、私生活秘匿権としてのプライバシーが侵害されたというべきである。

2 政治的信条に関するプライバシーの侵害

原告F田がぎふコラボの事務局長であること（Ⅲ o）、ぎふコラボが自然破壊反対や希少動物保護運動に参画していること（I 1）、毎年、西濃憲法集会を行っていること、原子力反対と戦争反対を唱えていること（IV m、n）につき、情報を収集及び提供している。これらは、原告F田の政治的信条を推知させる情報であ

る。

したがって、当該情報を収集及び提供された原告F田には、政治的信条に関するプライバシーの侵害が認められる。

3 個人に関する情報をみだりに収集等されない自由の侵害

原告F田は、上記1及び2のような職歴、交友関係、病歴、政治的信条を推知させる情報を収集、管理、提供されている。

それだけでなく、原告F田が過去に関わった市民運動に関する情報も収集されている。このことは、大垣警察が、本件事業とは何ら関係のない原告F田の名前を挙げ、本件事業の反対運動が原告F田から全国に広がってゆくことを懸念していると述べていること（Ⅲo）からも明らかである。

原告F田は、これらの情報の収集等につき、承諾を与えていないのであるから、個人に関する情報をみだりに収集、管理、提供されない自由を侵害されたというべきである。

4 表現行為人格権の侵害

原告F田は本件事業とは何ら関係がないことからすると、原告F田の上記1及び2の情報が収集・管理・提供されたのは、原告F田が過去に市民運動による表現行為を行っていたからに他ならない。大垣警察は、原告F田の表現行為に着目して上記情報を収集・管理・提供したのである。

したがって、当該情報を収集・管理・提供された原告F田は、表現行為人格権を侵害されたというべきである。

第7章 損害

1 原告らは、大垣警察の違法な情報収集等によって憲法上の権利を侵害され、多大な精神的苦痛を被った。これを慰謝するための賠償金は、原告各人につき100万円を下らないというべきである。

2 また、原告らは、岐阜県警に対して抗議と謝罪要求を申し入れたところ、これが受け入れなかったため、権利の救済を得るために、そして警察による監視から解放され干渉を受けることなく自らの信念に基づく表現活動を続けていくために、本訴訟の提起を余儀なくされた。

訴訟に要する弁護士費用として、原告各人は100万円を下らない損害を受けたというべきである。

第8章 結論

よって、原告ら各人は、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、110万円及びこれに対する第1回情報交換の日である2013年8月7日より支払い済みまで民法所定の年5%の割合による遅延損害金の支払いを求める。

【証拠方法】

証拠説明書のとおり

【付属書類】

- | | | |
|---|-------|-------|
| 1 | 甲号証写し | 正副各1通 |
| 2 | 証拠説明書 | 正副各1通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 4通 |